

奈良県告示第四百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 场 所
大和郡山市矢田町（○〇九）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び大和郡山市役所市 民安全課
大和郡山市矢田町（○一〇）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び大和郡山市役所市 民安全課
大和郡山市矢田町（○一一）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び大和郡山市役所市 民安全課
大和郡山市矢田町（○一二）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び大和郡山市役所市 民安全課
大和郡山市矢田町（○一三）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び大和郡山市役所市 民安全課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県国土マネジメント部砂防・災害対策課及

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。